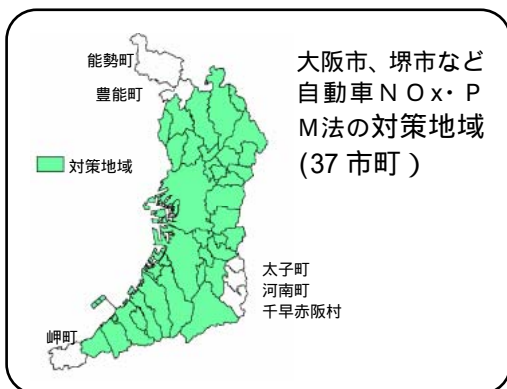


流入車規制に係る適合車の使用義務 について（大阪府生活環境の保全等に関する条例）

自動車NOx・PM法の排ガス基準を満たさないトラック・バス等は、規制地域内での発着ができません。

1 規制される地域は？



2 規制される自動車の種類は？



1、4ナンバーのトラック、バン
(一部、6ナンバーを含む)



2ナンバーのバス、マイクロバス
(一部、5、7ナンバーを含む)



8ナンバーの特種自動車

〔人の運送の用に供する乗車定員
11人未満(救急車等)のものを除く〕

対象自動車

緑ナンバー、白ナンバー、ディーゼル車、ガソリン車も規制対象
軽自動車、二輪自動車、乗用自動車(3、5、7ナンバー)
及び特殊自動車(0、9ナンバー)は規制対象外

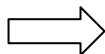
3 流入できる自動車、流入できない自動車は？

お持ちの自動車の車検証の「備考」欄をご覧ください。

車検証

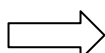
【記載内容】

使用車種規制(N O x・ P M)適合



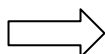
流入できます
(車種規制適合車)

この自動車は平成 年 月 日
以降の有効期間満了日を超えて、N
O x・ P M対策地域内に使用の本拠
を置くことができません。



その有効期間満了日
まで流入できます
(経過措置対象車)

この自動車はN O x・ P M対策地
域内に使用の本拠を置くことが
できません。(注)



流入できません
(車種規制非適合車)

(注)平成14年10月1日以降に初度登録された車種規制非適合車には、別途、猶予期間の規定が設けられています。(詳しくは、大阪府流入車対策のホームページをご覧ください。)

4 規制の内容は？

(1)対象自動車に対策地域を発着地とする運行(*)を行う場合は、車種規制適合車及び経過措置対象車(適合車等)を使用しなければなりません。



(*)「荷物の積卸し」「人の乗降り」「作業」などを伴う運行です。

(*)「業務用」、「業務用以外」とともに規制対象です。



対策地域を発着地とせず、
通過のみの運行は規制対象外です。

【罰則】 適合車等使用命令違反には、50万円以下の罰金

(2)対策地域を発着地として運行する適合車等には、府が交付するステッカーの表示が必要です。



ステッカーの交付手続きは
流入車対策のホームページ
をご覧ください。

斜線 やむを得ない場合は格子
線)の部分に表示(貼付)して
ください。

【罰則】 ステッカー表示命令違反には、30万円以下の罰金

(3)府域の荷主等、旅行業者などにも義務があります。

貨物又は旅客の運送を委託する場合や物品を購入等して運送させる場合は以下の義務があります。



適合車等使用の求め
契約書等で運送事業者や購入先等に適合車等の使用を求めなければなりません。



適合車等の使用確認及び結果の記録
対象自動車の発着の際、適合車等が使用されているかステッカー等で確認し、結果を記録しなければなりません。



【罰則等】 適合車等の使用の求め違反には、改善勧告
確認・記録命令違反には、20万円以下の罰金

5 よくあるご質問

Q 1 府内の事業所への運送は年に1回程度であっても、ステッカーの表示が求められますか。

A 1 頻度にかかわらず、対策地域を発着する対象自動車(適合車等)には、府が交付するステッカーの表示が必要です。

Q 2 通過交通は規制の対象外ですが、バス旅行でトイレ休憩のために停車する場合は規制の対象となりますか。

A 2 トイレ休憩は通過の範囲に含めます。また、労働基準法で義務付けられている休息や、信号での停止、警察官に止められた時など、法令上停まらなければいけない場合も、通過に含めます。

Q 3 非適合車の取締りはどのように行っていくのですか。

A 3 車が多数集まる施設での検査や荷主等の記録、通報等に基づく検査などを行います。



詳しくは

流入車対策

検索



URL <http://www.pref.osaka.jp/kotsukankyo/ryuunyuu/index.html>

(お問い合わせ)

大阪府交通環境課 TEL:06-6210-9587